

平成 21 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算（案） の詳細説明

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康保持増進を図り、生活の安定に重要な役割を果たしておりますが、少子高齢化の進展や医療費の増大などにより、国民健康保険事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

平成 21 年度の予算編成にあたっては、医療費の伸びを 3 % 程度と予想しており、景気後退による所得の増加が期待できない中では、保険給付費を賄う保険税収入の財源確保は難しい状況にあると考えます。

国民健康保険財政調整基金から 1,700 万円を繰入れましたが、1 億 424 万 1 千円の歳入不足が予想され、不足財源の全額を一般会計からの繰入金で賄うことには町財政の現況を考えれば難しく、医療費の増加に対しては、被保険者の皆様にある程度の負担を求めざるを得ないと考え、税率改正による財源の確保を決断いたしました。

税率改正は低所得者にできるだけ負担を求めず、応能部分である所得割の改正により保険税の増収を図っております。

税率改正にあたっては、国民健康保険運営協議会を 2 回開催し、税率見直しの主旨を説明し、ご審議をいただいております。

平成 18 年 6 月以後、様々な医療制度改革が行われ、医療制度や財政の仕組みが複雑になり、この事業の財政収支の見通しを的確に把握することは困難な状況にあります。健全な事業運営に努め、保険者としての使命を果たしていきます。

歳出から説明します。

23 ページをお願いします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費 4,100 万 7 千円は、国民健康保険事業の運営に必要な経常的経費として、人件費と物件費を計上しております。

25 ページをお願いします。

項 2 徴税费 目 1 賦課徴収費 445 万 4 千円は、国民健康保険税の賦課徴収事務に必要な経常的経費であります。

総務費に予算計上しました経常的な経費は、一般会計から職員給与費等繰入金があります。

款 2 保険給付費 項 1 療養諸費 目 1 一般被保険者療養給付費 15 億 880 万 3 千円は、平成 20 年 4 月診療から 8 月診療までの保険者負担分から年間の保険者負担分を求め、この額に医療費の伸率 3% を乗じて算出しております。目 2 退職被保険者等療養給付費は 1 億 7,709 万 7 千円で、一般被保険者と同様の方法により算出しております。

一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養費及び高額療養費は、6 月から 9 月までの数値をもとに年間の保険者負担分を算出しております。

29 ページをお願いします。

項 4 出産育児諸費 2,090 万円は、出産 1 件につき 38 万円で、前年度より 3 万円増額になり、前年度と同数の 55 件を予定しております。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金 3 億 5,347 万 2 千円は、現役世代が後期高齢者医療へ支援金として納付する額で、1 人当たりの負担見込額に被保険者数を乗じて支援金を算出しております。

後期高齢者支援金の加入者 1 人当たりの負担額は、43,251 円であります。

31 ページをお願いします。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金 108 万 7 千円は、前期高齢者に係る保険者間の費用負担を調整するための納付金で、保険者に納付が義務づけられております。前期高齢者納付金の加入者 1 人当たりの負担調整対象額 133 円に被保険者数を乗じて納付金を算出しております。

款 5 老人保健拠出金 目 1 老人保健医療費拠出金 895 万 8 千円は、昨年 4 月の後期高齢者医療開始に伴い、21 年度の老人保健医療費拠出金は前々年度の精算分を支払うもので、拠出金の額は前年度より 9,029 万 4 千円減額になっております。

款 6 介護納付金は 1 億 2,427 万 7 千円で、平成 21 年度標準給付費額及び介護予防事業費額の見込額の総額 7 兆 638 億円の 30% を第 2 号被保険者 4,218 万人が負担いたします。21 年度の第 2 号被保険者 1 人当たりの負担見込額は 50,300 円であります。

21 年度は介護保険料の見直しの年に当たり、第 2 号被保険者の介護給付費の負担割合が 31% から 30% に引下げられております。本町の介護納付金は、1 人当たりの負担見込額 50,300 円に 19 年度第 2 号被保

険者数 2,911 人に伸率を乗じて算出した 21 年度概算納付金 1 億 4,587 万円と前々年度の精算額を納付します。納付額は、前年度より 1,554 万円減額になっております。

33 ページをお願いします。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金 4,202 万 7 千円は、1 件 80 万円以上の医療費が事業対象で、共同事業に必要な費用の見込額 113 億 2,790 万 2 千円に対して、本町分の拠出率 0.00371 を乗じて算出しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 2 億 5,274 万 7 千円は、1 件 30 万円以上の医療費が事業対象で、共同事業に必要な費用の見込額 505 億 1,902 万円に、医療費按分と被保険者数按分により、本町分の拠出率を乗じて算出しております。

款 8 保健事業費 項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費 1,225 万円は、医療費適正化の総合的な推進として、保険者に 40 歳から 74 歳までの被保険者を対象に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重篤化を予防することを目的とした特定健診に取り組む経費で、委託料が主な費用であります。

続いて、歳入を説明します。

10 ページをお願いします。

21 年度の国民健康保険税は、説明の冒頭でも申し上げましたように、医療給付費分の税率を改正しております。応能部分の所得割 5.3% を 6.0% に改正し、他の税率は現行のまま据置いております。

款 1 国民健康保険税 目 1 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分 4 億 6,840 万円は、所得割 6.0%、資産割 20%、均等割 27,000 円、平等割 24,000 円、賦課限度額 47 万円により課税しております。

後期高齢者支援金分現年課税分 1 億 1,896 万 1 千円は、所得割 1.65%、資産割 3%、均等割 6,900 円、平等割 6,000 円、賦課限度額 12 万円により課税しております。

介護納付金分現年課税分 4,317 万 2 千円は、所得割 1.58%、資産割 8.9%、均等割 10,400 円、平等割 6,200 円、賦課限度額 10 万円により

課税しております。

目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者と課税方法は同じであります。保険税全体では前年度より 1,305 万 2 千円増額になっております。

13 ページをお願いします。

款 4 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金 5 億 1,991 万 5 千円は、療養給付費負担金 3 億 6,538 万 2 千円、老人保健医療費拠出金負担金 369 万 6 千円、介護納付金負担金 4,225 万 4 千円、後期高齢者支援金負担金 1 億 825 万 1 千円、前期高齢者納付金負担金 33 万 2 千円の合計額で、一般被保険者に係る療養給付費の増加並びに後期高齢者支援金の増加に伴い、前年度より 1,185 万円増額になっております。

目 2 高額医療費共同事業負担金 1,050 万 6 千円は、高額医療費共同事業の実施主体である兵庫県国保連合会に拠出する額 4,202 万 7 千円に対する国からの負担金であります。この事業に対する県支出金も同額であります。

目 4 特定健康診査等負担金 209 万 5 千円は、特定健康診査は健診形態、特定保健指導は実施方法により、それぞれの 1 人当たり助成基準単価で算出した額であります。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金の普通調整交付金 1 億 910 万 8 千円は、財政調整交付金 7,811 万 7 千円、老人保健医療費拠出金財政調整交付金 76 万円、介護納付金財政調整交付金 844 万 3 千円、後期高齢者支援金財政調整交付金 2,172 万円、前期高齢者納付金財政調整交付金 6 万 8 千円の合計額であります。

16 ページをお願いします。

款 5 療養給付費等交付金 1 億 5,158 万 8 千円は、退職被保険者等の保険給付費に対する交付金で、療養給付費等は増額になっておりますが、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額の減額に伴い、交付金が 1,606 万 2 千円減額になっております。

款 6 前期高齢者交付金 5 億 5,483 万 5 千円は、保険者間の前期高齢者（65 歳～74 歳）の偏在による負担の不均衡を調整するため、各保険者がその加入者に応じて負担する費用負担の調整が行われ、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。交付金の額は、21

年度における前期高齢者給付費額、前期高齢者の加入率、1人平均前期高齢者給付費額、加入者調整率、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額などの数値をもとに算出しております。

款7 県支出金 項1 県負担金 目1 高額医療費共同事業負担金並びに目2 特定健康診査等負担金は、国庫負担金の高額医療費共同事業負担金並びに特定健康診査等負担金と算出方法は同じであります。

項2 県補助金の普通調整交付金 9,352 万 1 千円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出しております。

特別調整交付金 608 万 6 千円は、医療費通知事業並びに住民の健康を図る事業に対する補助を予定しております。

18 ページをお願いします。

款8 共同事業交付金 目1 高額医療費共同事業交付金 4,202 万 7 千円並びに目2 保険財政共同安定化事業交付金 2 億 5,274 万 7 千円は、歳出の共同事業拠出金と同額を予定しております。

款1 1 繰入金 目1 一般会計繰入金 2 億 2,587 万 1 千円は、法定繰入分 1 億 5,225 万 8 千円と任意繰入分 7,361 万 3 千円の合計額であります。

保険基盤安定繰入は保険税軽減分と保険者支援分、職員給与費等繰入は総務費の人件費及び物件費相当額、出産育児一時金等繰入は出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰入れております。

任意繰入は、国民健康保険事業の健全な運営を図るための一般会計からの財政支援であります。

本年度の兵庫県太子町国民健康保険特別会計の予算総額は、27 億 8,083 万 1 千円で、前年度より 1 億 5,820 万 8 千円増額になっております。

以上で、平成 21 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。